

■国民年金保険料の免除申請について

令和3年度の国民年金保険料免除制度、納付猶予制度の申請を7月から受け付けています。

免除の承認期間は毎年7月から翌年6月までです。

申請を希望する方は、市役所1階総合窓口課保険年金グループまたは、稚内年金事務所国民年金課窓口へご相談ください。

◆国民年金保険料免除制度の臨時特例措置

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入源となる業務の喪失や売り上げの減少等により、収入が相対程度まで下がった場合、臨時特例措置による免除申請をすることができます。

対象者

◆国民年金保険料免除制度
本人、世帯主、配偶者それぞれの前年所得が一定額以下、または失業などで収入が少なく納付が困難な方は、申請により保険料が全額免除または一部免除される制度です。

免除等区分は左の表のとおりです。

免除等区分	保険料月額	免除が認められる前年所得の目安			年金額への反映割合
		単身世帯	夫婦2人世帯	家族4人世帯	
免除なし	16,610円				1/1
4分の1免除	12,460円	199万円	257万円	345万円	7/8
半額免除	8,310円	151万円	205万円	292万円	3/4
4分の3免除	4,150円	103万円	152万円	240万円	5/8
全額免除	0円	67万円	102万円	172万円	1/2

※所得額はあくまで目安です。

◆納付猶予制度

50歳未満の方(学生を除く)で、本人、配偶者それぞれの前年所得が一定額以下(世帯主の所得審査はありません)、または失業などにより納付が困難な方は、申請により保険料の納付が猶予される制度です。

納付猶予が認められる前年所得の目安額は、全額免除と同額です。

※納付猶予の承認を受けた期間は、将来受ける年金の受給資格期間には含まれますが、年金額には反映されません。

◆各種手続きについて

必要なもの
・年金番号のわかるもの
・マイナンバー(個人番号カードまたは通知カード)
・学生の方:学生証(コピー可)

・令和2年2月分以降の国民年金保険料
※保険料免除の承認を受けた期間がある場合は、保険料を全額納付した場合と比べて年金額が低額になります。

免除区分は、上の表のとおりです。

申請方法

本人申告の所得見込み額を用いた、簡易な方法で手続きができます。
詳細は、問い合わせください。

申請方法
本人申告の所得見込み額を用いた、簡易な方法で手続きができます。
詳細は、問い合わせください。

■水道料金等の軽減制度の申請を受け付けています

市では、水道料金の「特別家事用」及び下水道使用料の「一般用(第2種)」の区分で、次の要件に該当する世帯について料金の軽減を行っています。

対象となる世帯について
は、必要な書類を添えて申請手続きを行ってください。承認となった翌月から軽減が適用になります。

適用区分

区分ごとの要件に全て該当する世帯が対象です。

◆高齢者の世帯

・65歳以上の方のみの世帯
・当該年度分市民税が非課税の世帯

◆ひとり親家庭等の世帯

・ひとり親家庭等医療費受給者証の交付を受けている方がいて、その方の収入で生活している世帯
・当該年度分市民税が非課税または均等割のみの世帯

◆身体障がい者の世帯

・身体障害者手帳「1」～「3級」の交付を受けている方がいる世帯
・当該年度分市民税が非課税または均等割のみの世帯

◆知的障がい者の世帯

・療育手帳の交付を受けている方がいる世帯

・当該年度分市民税が非課税または均等割のみの世帯

◆精神障がい者の世帯

・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方がいる世帯
・当該年度分市民税が非課税または均等割のみの世帯

申請に必要なもの

すべての方が必要なもの
・印鑑(スタンプ式以外のもの)
適用区分ごとに必要なもの
・ひとり親家庭等医療費受給者証の写し(受給者全員のもの)
・身体障害者手帳の写し
・療育手帳の写し
・精神障害者保健福祉手帳の写し

※転入等により、稚内市で税の申告をしていない場合は、転入前の市区町村で発行された課税証明書が必要で、(取り寄せの場合の経費は、自己負担となります。)

申請場所

市役所2階水道料金課
申し込み・問い合わせ
市水道料金課料金グループ

☎23・6514

■稚内市職員採用試験(後期日程)実施のお知らせ

市では、令和4年4月1日採用の市職員採用試験を実施します。

募集職種

・一般事務職(高校卒)
・一般事務職(社会福祉士)
・一般技術職(土木)
※7月に実施した「前期日程」試験の状況により、「後期日程」で事務職(大学、短大卒)、保健師の試験を実施する場合

ががあります。
一次試験
9月26日(日)
受付期間
8月13日(金)～9月9日(木)
※郵送の場合は、9月6日(月)消印有効
詳しくは、市ホームページ等でご確認ください。
(8月13日公開予定)
問い合わせ
市人材育成課
人事・厚生グループ
☎23・6385

■児童扶養手当の現況届の提出を忘れず！

児童扶養手当を受給するには、毎年「現況届」を提出する必要があります。

現況届は、受給資格者の前年の所得状況と児童の生活状況を確認するもので、提出がない場合、手当を支給することができなくなります。また、未届のまま2年が経過すると、受給資格を失いますので、ご注意ください。

受付期間
8月31日(火)まで
平日 10時～20時
※土曜日臨時開庁
8月7日(土)、21日(土) 10時～15時

提出方法

①平日の10時から17時まで
は、市役所2階第3会議室へ
②平日の18時以降と土曜日については、市役所1階こども課窓口へ
申し込み・問い合わせ
市こども課子育てグループ
☎23・6529

届出は完全予約制です。予約がない場合はお受けできません。

案内文書に記載された必要書類を用意して、必ず受給者本人がお越しください。